

市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない方に対する均等割課税（家屋敷課税）について

賦課期日（1月1日）現在、矢板市に住所が無い方でも、市内に家屋敷及び事務所や事業所がある方は、地方税法第294条第1項第2号の規定により、市・県民税の均等割が課税になります。

これは、土地や建物に課税される固定資産税とは別のもので、その財産があることにより、防災、消防、道路、水道、公衆衛生等、何等かの行政サービスを受けているという考えから、建物を使用している方（実際に使用していなくても、使用できる状態にある場合も対象）に、費用の一部を負担していただくものです。

●家屋敷とは

自己又は家族の居住の目的で設けられた住宅で、必ずしも自己の所有は問わず、いつでも自由に居住できる独立性のある建物（電気・ガス・水道等のライフラインが停止していても、開栓等を行うことで使用できる状態にある場合は、実際に住んでいなくても対象となります。）のことを言います。

●事務所・事業所とは

個人が事業を行うための設備があり、そこで継続して事業を営んでいる場所で、自己の所有は問いません。（法人として事業を行っている場合は対象となりません。）

●非課税の範囲

下記に該当する方は、課税を取り消しますのでご連絡ください。

なお、内容によっては取り消しできない場合もございますのでご了承ください。

- ・ 住所地の市区町村で住民税が非課税の方（共有の場合は、共有者全員）
- ・ 第三者や法人等に貸し付けする建物である場合
- ・ 著しく老朽化し、又は壊れていて大規模な修繕を行わないと使用できない建物である場合
- ・ 既に取り壊し済み、又は取り壊し中の建物である場合
- ・ 既に売却済み、又は売り出し中の建物である場合

●「エコパークしおや」のご利用について

矢板市内にお持ちの家屋において生活ごみ等が出た場合、「エコパークしおや」への搬入が可能です。

事前にエコパークしおや（0287-46-5711）へご連絡いただき、家屋敷課税対象者である旨を申し、搬入の際は下記提示書類のいずれかの組み合わせをご持参ください。

- 提示書類
- （1）課税対象家屋の公共料金明細（本人名義）＋本人確認書類（免許証等）
 - （2）同封の「令和3年度 市民税・県民税税額変更（決定）通知書」（A4サイズ三つ折のもの）＋固定資産税納税通知書＋本人確認書類（免許証等）